

工事費執行(変更)概要書		教育長	教育部長	次長	課長	課長補佐	課員	審査員	設計者
執行年度	工事名	R1府中中学校屋内運動場トイレ改修工事							
元 年度	工事場所	石岡市若松二丁目6番5号							
設計(変更)概要		施工方法	請 負 ・ <del>委 託</del>						
R1府中中学校屋内運動場トイレ改修工事		原契約年月日	令和 元 年 月 日						
1 準備・撤去工事		工 期	令和 元 年 月 日から						
内部全面撤去			令和 2 年 1 月 31 日まで 日間						
2 改修工事		請 負 人							
洋便器 3ヶ所									
小便器 2ヶ所									
手洗器 3ヶ所									
鏡 3ヶ所									
WD 3ヶ所									
ブース 2ヶ所									
		費 目	起 工	第 回変更	第 回変更	増 減 (△)			
		起 工 額	円	円	円	円			
		請負に付する額	円	円	円	円			
		工 事 価 格	円	円	円	円			
		消費税相当額	円	円	円	円			
		請負決定額	円	円	円	円			
変更理由		<p>変更工事価格算定基準: 変更工事価格 = 変更積算工事価格 × <math>\frac{\text{起工時の請負決定額}}{\text{起工時の委託に付する額}}</math>  <small>(少数第7位切り捨て6位止め)</small></p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">           変更積算工事価格            円         </div> <span>×</span> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">           請負比率         </div> <span>=</span> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">           変更積算工事価格            円         </div> </div>							

## 特記仕様書（改修工事）

### I 工事概要

1. 工事名 R1 府中中学校屋内運動場トイレ改修工事
2. 工事場所 石岡市若松二丁目 6 番 5 号
3. 敷地面積  $m^2$
4. 建設工事その他概要（建物名称, 構造, 階数, 建築面積, 延べ面積, 等）
  - (1) 工事範囲 ※トイレ部分
  - (2) 建物概要  
(全体)

建物名称	屋内運動場		
構造	鉄骨造 一部 RC 造	造 一部 造	造 一部 造
階数	地上 2 階 地下 階	地上 階 地下 階	地上 階 地下 階
建築面積	$m^2$	$m^2$	$m^2$
延べ面積	991 $m^2$	$m^2$	$m^2$

#### 5. 別途工事

- ・
- ・
- ・

## Ⅱ 建築改修工事仕様

### 1. 共通仕様

- (1) 図面及び本特記仕様に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の下記仕様書等のうち、を付けたものを適用する。
- 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（平成28年版）（以下、「改修標準仕様書」という。）
  - 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（平成28年版）（以下、「標準仕様書」という。）
  - 建築工事標準詳細図（平成28年版）（以下、「標準詳細図」という。）
- ・ 建築物解体工事共通仕様書（平成24年版）
- (2) 電気設備工事及び機械設備工事を本工事に含む場合は、電気設備工事及び機械設備工事は、それぞれの工事特記仕様書を適用する。
- (3) 本特記仕様書の表記
- 1) 項目は、番号にのついたものを適用する。
  - 2) 特記事項は、◎印の付いたものを適用する。・印のみの場合は適用しない。  
◎印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。  
◎印と☒印の付いた場合は、共に適用する。
  - 3) 特記事項に記載の [       ] 内表示番号は、改修標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。
  - 4) 特記事項に記載の (       ) 内表示番号は、標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。

章	項目	特記事項
1 一般共通事項	1 適用区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重の算定には次の条件を用いる。</li> <li>・ 風圧力 風速 (<math>V_0 =</math> m/s) 地表面粗度区分 ・ I ・ II ・ III ・ IV</li> <li>・ 積雪荷重 平成 12 年 5 月 31 日建設省告示第 1455 号における区域 別表 ( )</li> </ul>
	② 環境への配慮	<p style="text-align: right;">[1.4.1]</p> <p>(1) 建物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の①から④を満たすものとする。</p> <p>①合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗材は、アセトアルデヒド及びスチレンを発生しない又は発生が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。</p> <p>②接着剤及び塗料は、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。</p> <p>③接着剤は、可塑剤（フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を除く）が添加されていない材料を使用する。</p> <p>④①の材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類等は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを発生しないか、発生が極めて少ない材料を使用したものとする。</p> <p>(2) 設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分において、「規制対象外」とは次の①又は②に該当する材料を指し、同区分「第三種」とは次の③又は④に該当する材料を指す。</p> <p>①建築基準法施行令第 20 条の 7 第 1 項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発生建築材料以外の材料</p> <p>②建築基準法施行令第 20 条の 7 第 4 項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料</p> <p>③建築基準法施行令第 20 条の 7 第 1 項に定める第三種ホルムアルデヒド発生建築材料</p> <p>④建築基準法施行令第 20 条の 7 第 3 項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料</p>
	③ 材料の品質等	<p style="text-align: right;">[1.4.2]</p> <p>(1) 本工事に使用する材料は、設計図書に定める品質及び性能の他、通常有すべき品質及び性能を有するものとする。</p> <p>(2) 備考欄に商品名が記載された材料は、当該商品又は同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は監督員の承諾を受ける。</p> <p>(3) 標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法については、材料製造所の指定する工法とする。</p> <p>(4) 本工事に使用する材料のうち、(5) に指定する材料の製造業者等は次の①から⑥すべての事項を満たすものとし、この証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたことを示す書面を提出して監督員の承諾を受ける。ただし、製造業者等名が記載されているものは、証明となる資料等の提出を省略することができる。</p> <p>①品質及び性能に関する試験データを整備していること。</p> <p>②生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。</p> <p>③安定的な供給が可能であること。</p> <p>④法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。</p> <p>⑤製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。</p> <p>⑥販売、保守等の営業体制を整えていること。</p>

章	項目	特記事項																						
1 一般共通事項	③ 材料の品質等	<p>(5) 製造業者等に関する資料の提出を求める材料 無収縮グラウト材、乾式保護材、既製調合モルタル、既製調合目地材、錠前類、クローザ類、自動扉機構、自閉式上吊り引戸機構、防水剤、現場発泡断熱材、フリーアクセスフロア、移動間仕切、トイレブース、煙突用成形ライニング材、天井点検口、床点検口、グレーチング、屋上緑化システム、エポキシ樹脂、ポリマーセメントモルタル、床型枠用鋼製デッキプレート、鉄骨柱下無収縮モルタル、ルーフトレン、吸水調整材、重量シャッター、軽量シャッター、オーバーヘッドドア、可動間仕切、トップライト、鋳鉄製ふた</p> <p>(6) 「茨城県リサイクル建設資材評価認定制度」で認定されたりサイクル建設資材については、茨城県リサイクル建設資材率先利用指針により率先利用に努めるものとする。 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)」に基づく、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(平成29年2月7日閣議決定)」(以下「グリーン購入法基本方針」)により、県が定める「特定調達品目」の判断基準等を満たす環境物品等を選択するよう努めるものとする。</p> <p>(7) 上記の条件を満たすものが県産材で確保できる場合には、その優先使用に努めるものとする。なお、石岡市産材とは、「石岡市内で生産されたもの、又は加工し製品化されたもの」とする。</p>																						
	4 室内空気中の化学物質の濃度測定	<p>室内空気中のホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン(学校施設については、パラジクロロベンゼンについても対象とする。)の濃度を測定し、測定結果を監督員に報告すること。</p> <p>採取方法及び測定方法は、厚生労働省が示した室内空気中化学物質の標準的な方法とし、ホルムアルデヒドの測定方法は、ジニトロフェニルヒドラジン(DNPH)誘導体化固相吸着/溶媒抽出-高速液体クロマトグラフ法により、その他の揮発性有機化合物の測定方法は、固相吸着/溶媒抽出法とガスクロマトグラフ/質量分析法の組み合わせにより行い、パッシブ型採取機器により行うこと。</p> <p>測定対象室は、平成15年4月1日通知「官庁営繕部における平成15年度からのホルムアルデヒド等の室内空気中の化学物質の抑制に関する措置について」に準じ、下表の数を標準とする。(指針値は、付記事項の6を参照)</p> <table border="1" data-bbox="531 1182 1476 1256"> <tr> <td>室の床面積 A (㎡)</td> <td>A ≤ 50</td> <td>50 &lt; A ≤ 200</td> <td>200 &lt; A ≤ 500</td> <td>500 &lt; A</td> </tr> <tr> <td>測定箇所数</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> </tr> </table> <p>室内空気中の化学物質の濃度測定対象室箇所数表</p> <table border="1" data-bbox="531 1290 1329 1435"> <thead> <tr> <th>室名(測定対象室)</th> <th>床面積</th> <th>測定箇所数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <p>着工前の測定 ・ 行う</p>	室の床面積 A (㎡)	A ≤ 50	50 < A ≤ 200	200 < A ≤ 500	500 < A	測定箇所数	1	2	3	4	室名(測定対象室)	床面積	測定箇所数									
室の床面積 A (㎡)	A ≤ 50	50 < A ≤ 200	200 < A ≤ 500	500 < A																				
測定箇所数	1	2	3	4																				
室名(測定対象室)	床面積	測定箇所数																						
	5 埋設配管・配線および鉄筋調査	<p>あと施工アンカー工事 8章〈あと施工アンカー〉による</p> <p>コア抜き、はつり工事等 ※既存資料調査 ・ 探査機(電磁波レーダー法又は電磁誘導法)による探査 配管・配線等の位置の墨出を行う 範囲 ※図示 ・ ・ 放射線透過試験 労働安全衛生法、「電離放射線障害防止規制」(昭和47年労働省令第41号)等に定めるところによるほか、次による。 (1) 作業主任者は、エックス線作業主任者の資格を有するものとし、資格を証明する資料を監督員に提出する。 (2) 放射線照射量は最小限のものとし、照射中は人体に影響のない程度まで照射器より離れる。また、作業員以外の立入禁止措置を講ずる。 (3) 露出時間は、コンクリートの厚さ等により、適宜調整する。 (4) 付近にフィルム、磁気ディスク等放射線の影響を受けるものの有無を確認する。</p>																						

章	項目	特記事項																																																														
1 一般共通事項	5 埋設配管・配線および鉄筋調査	(5) 躯体の墨出しは、表裏でズレがないように措置を講ずる。 撮影枚数 枚 フィルムサイズ コンクリート厚さ cm																																																														
	⑥ リサイクルの優先順位	(1)発生抑制の徹底 (2)再使用の徹底 (3)再資源化の徹底 (4)適正処分の徹底 (再資源化に係る作成書類は、付記事項の5を参照)																																																														
	⑦ 発生材の処理等	・発注者に引渡しを要するもの ※なし ・あり 処理方法 ( ) ・特別管理産業廃棄物 ※なし ・あり 処理方法 ( ) ・現場での再利用を図るもの ※なし ・あり 品目 ( )																																																														
	⑧ 下請負人通知書	建設工事請負契約書に基づく下請負人通知書を、市と請負契約を締結した日から原則として30日以内、その後の下請契約に係るものは、契約締結の日から10日以内に通知するものとする。																																																														
	9 技能士	(1.5.2)																																																														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>工事項目</th> <th>技能検定職種</th> <th>技能検定作業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仮設工事</td> <td>とび</td> <td>・とび作業</td> </tr> <tr> <td>防水改修工事</td> <td>防水施工</td> <td>・アスファルト防水工事作業 ・ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・合成ゴム系シート防水工事作業 ・塩化ビニル系シート防水工事作業 ・セメント系防水工事作業 ・シーリング防水工事作業 ・改質アスファルトシート工法防水工事作業 ・FRP防水工事作業</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">外壁改修工事</td> <td>左官</td> <td>・左官作業</td> </tr> <tr> <td>タイル張り</td> <td>・タイル張り作業</td> </tr> <tr> <td>樹脂接着剤注入施工</td> <td>・樹脂接着剤注入工事作業</td> </tr> <tr> <td>塗装</td> <td>・建築塗装作業</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">建具改修工事</td> <td>サッシ施工</td> <td>・ビル用サッシ施工作業</td> </tr> <tr> <td>ガラス施工</td> <td>・ガラス工事作業</td> </tr> <tr> <td>自動ドア施工</td> <td>・自動ドア施工作業</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">内装改修工事</td> <td rowspan="4">内装仕上施工</td> <td>・プラスチック系床仕上げ工事作業 ・カーペット系床仕上げ作業 ・木質系床仕上げ工事作業 ・ボード仕上げ工事作業 ・鋼製下地工事作業</td> </tr> <tr> <td>建築大工</td> <td>・大工工事作業</td> </tr> <tr> <td>表装</td> <td>・壁装作業</td> </tr> <tr> <td>塗装改修工事</td> <td>塗装</td> <td>・建築塗装作業</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">耐震改修工事</td> <td>鉄筋施</td> <td>・鉄筋組立て作業</td> </tr> <tr> <td>型枠施工</td> <td>・型枠工事作業</td> </tr> <tr> <td>とび</td> <td>・とび作業</td> </tr> <tr> <td>コンクリート圧送施工</td> <td>・コンクリート圧送工事作業</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">コンクリートブロック・ALCパネル・押出成形セメント板工事</td> <td>ブロック建築</td> <td>・コンクリートブロック工事作業</td> </tr> <tr> <td>ALCパネル施工</td> <td>・ALCパネル工事作業</td> </tr> <tr> <td>石工事</td> <td>石材施工</td> <td>・石張り作業</td> </tr> <tr> <td>舗装工事</td> <td>路面標示施工</td> <td>・溶融ペイントマーカー工事作業 ・加熱ペイントマーカー工事作業</td> </tr> <tr> <td>植栽工事</td> <td>造園</td> <td>・造園工事作業</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">屋根及びとい工事</td> <td>建築板金</td> <td>・内外板金作業</td> </tr> <tr> <td>かわらぶき</td> <td>・かわらぶき作業</td> </tr> </tbody> </table>	工事項目	技能検定職種	技能検定作業	仮設工事	とび	・とび作業	防水改修工事	防水施工	・アスファルト防水工事作業 ・ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・合成ゴム系シート防水工事作業 ・塩化ビニル系シート防水工事作業 ・セメント系防水工事作業 ・シーリング防水工事作業 ・改質アスファルトシート工法防水工事作業 ・FRP防水工事作業	外壁改修工事	左官	・左官作業	タイル張り	・タイル張り作業	樹脂接着剤注入施工	・樹脂接着剤注入工事作業	塗装	・建築塗装作業	建具改修工事	サッシ施工	・ビル用サッシ施工作業	ガラス施工	・ガラス工事作業	自動ドア施工	・自動ドア施工作業	内装改修工事	内装仕上施工	・プラスチック系床仕上げ工事作業 ・カーペット系床仕上げ作業 ・木質系床仕上げ工事作業 ・ボード仕上げ工事作業 ・鋼製下地工事作業	建築大工	・大工工事作業	表装	・壁装作業	塗装改修工事	塗装	・建築塗装作業	耐震改修工事	鉄筋施	・鉄筋組立て作業	型枠施工	・型枠工事作業	とび	・とび作業	コンクリート圧送施工	・コンクリート圧送工事作業	コンクリートブロック・ALCパネル・押出成形セメント板工事	ブロック建築	・コンクリートブロック工事作業	ALCパネル施工	・ALCパネル工事作業	石工事	石材施工	・石張り作業	舗装工事	路面標示施工	・溶融ペイントマーカー工事作業 ・加熱ペイントマーカー工事作業	植栽工事	造園	・造園工事作業	屋根及びとい工事	建築板金	・内外板金作業	かわらぶき	・かわらぶき作業
工事項目	技能検定職種	技能検定作業																																																														
仮設工事	とび	・とび作業																																																														
防水改修工事	防水施工	・アスファルト防水工事作業 ・ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・合成ゴム系シート防水工事作業 ・塩化ビニル系シート防水工事作業 ・セメント系防水工事作業 ・シーリング防水工事作業 ・改質アスファルトシート工法防水工事作業 ・FRP防水工事作業																																																														
外壁改修工事	左官	・左官作業																																																														
	タイル張り	・タイル張り作業																																																														
	樹脂接着剤注入施工	・樹脂接着剤注入工事作業																																																														
	塗装	・建築塗装作業																																																														
建具改修工事	サッシ施工	・ビル用サッシ施工作業																																																														
	ガラス施工	・ガラス工事作業																																																														
	自動ドア施工	・自動ドア施工作業																																																														
内装改修工事	内装仕上施工	・プラスチック系床仕上げ工事作業 ・カーペット系床仕上げ作業 ・木質系床仕上げ工事作業 ・ボード仕上げ工事作業 ・鋼製下地工事作業																																																														
		建築大工	・大工工事作業																																																													
		表装	・壁装作業																																																													
塗装改修工事		塗装	・建築塗装作業																																																													
耐震改修工事	鉄筋施	・鉄筋組立て作業																																																														
	型枠施工	・型枠工事作業																																																														
	とび	・とび作業																																																														
	コンクリート圧送施工	・コンクリート圧送工事作業																																																														
コンクリートブロック・ALCパネル・押出成形セメント板工事	ブロック建築	・コンクリートブロック工事作業																																																														
	ALCパネル施工	・ALCパネル工事作業																																																														
石工事	石材施工	・石張り作業																																																														
舗装工事	路面標示施工	・溶融ペイントマーカー工事作業 ・加熱ペイントマーカー工事作業																																																														
植栽工事	造園	・造園工事作業																																																														
屋根及びとい工事	建築板金	・内外板金作業																																																														
	かわらぶき	・かわらぶき作業																																																														

章	項目	特記事項																			
1 一般共通事項	⑩ 施工図等の取扱い	施工図等の著作権に係わる当該建築物に限る使用权は、発注者に委譲するものとする。																			
	⑪ 既存部分との取合い	工事中に取合部その他本工事範囲外の部分に汚損を生じた場合は、原型に復する。																			
	⑫ 設備工事との取合い	設備機器の位置、取合い等の検討できる施工図を提出して、監督員の承諾を受ける。																			
	⑬ 完成図等	(1.7.1~1.7.3) (表1.7.1) ※完成図 ※作成する ・作成しない 提出するもの ・原図 ・製本 部 ※CAD データ (JWW 形式) サイズ ・A1 ・A2 ◎A3 (A4 折) ※CD-R 完成図 (JWW 形式), 完成写真 (JPEG 形式) を収録したもの ・維持保全に関する資料 (部数 ※1部)																			
	14 引渡物	※鍵は1カ所につき、3個を1組とし、プラスチック札に室名を記入して提出する。 ※マスター鍵は、1組3個とし、木製及び金属製建具共通とする。 ※スチール製キーボックス																			
⑮ 提出書類	※写真 <table border="1" data-bbox="539 795 1460 940"> <thead> <tr> <th>適用</th> <th>内容</th> <th>枚数</th> <th>部数</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>※</td> <td>工事写真</td> <td>適宜</td> <td>1</td> <td>電子納品</td> </tr> <tr> <td>※</td> <td>完成写真 (支払用: 着工前・完成後)</td> <td>各2枚以上</td> <td>1</td> <td>A4版</td> </tr> <tr> <td>・</td> <td>完成写真 (・データ共)</td> <td>適宜</td> <td>2</td> <td>アルバム(キャビネ)</td> </tr> </tbody> </table> アルバムは黒表紙金文字入りでサイズはH320 X W300程度とする 完成写真 (アルバム) の撮影業者 ※監督員の承諾する撮影業者 (ただし、建築完成写真撮影実績のある業者とする) ・規格品証明書 (原品証明書, 同等品試験証明書, 試験成績書等) ・ガス圧接作業員技量資格証明書 (写し) ・ガス圧接試験報告書 ・コンクリート強度試験報告書 ・溶接工技量証明書 (表・裏とも写し) ・防水保証書 (3-5. 6. 7. 8は10年) ・コンクリート配合計画書 ・工事実績情報の登録内容確認書の写し ※火災保険等に加入したことを証明できる書類 ・建設業退職金共済組合証紙購入状況報告書の写し ※施工体制台帳の写し ※施工体系図の写し ・産業廃棄物処理関係書類 (産業廃棄物運搬委託契約書及び許可書の写し, 産業廃棄物処理委託契約書及び許可書の写し等) ・産業廃棄物管理票 (マニフェスト) の写し ・内装材 (下地を含む) に VOC 材料を使用した場合は, 安全データシート (SDS) 及びホルムアルデヒド, トルエン, キシレン, エチルベンゼン, スチレン, 有機リン系の含有率のデータシート ・室内空気中に含まれる化学物質の濃度測定報告書 ※建設副産物実態調査に関するデータ保存 CD 及び出力調査票 ※その他 監督員が必要と認め, 指示した書類及び部数	適用	内容	枚数	部数	備考	※	工事写真	適宜	1	電子納品	※	完成写真 (支払用: 着工前・完成後)	各2枚以上	1	A4版	・	完成写真 (・データ共)	適宜	2	アルバム(キャビネ)
適用	内容	枚数	部数	備考																	
※	工事写真	適宜	1	電子納品																	
※	完成写真 (支払用: 着工前・完成後)	各2枚以上	1	A4版																	
・	完成写真 (・データ共)	適宜	2	アルバム(キャビネ)																	
16 埋蔵文化財	※文化財保護法に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地内 ・掘削作業に際しては, 工事立会, 試掘確認調査等を要する。施工にあたっては, あらかじめ, 工事日程, 掘削範囲図及び掘削断面図等を作成の上, 監督員, 施設管理担当, 石岡市教育委員会文化振興課担当と協議を行うこと。 ・掘削作業に際しては, 慎重に施工のこと。施工にあたり, 文化財その他の埋蔵物を発見した場合は, 直ちにその状況を監督員に報告すること。																				

章	項目	特記事項																															
2 仮設工事	1 足場	<p>[2.2.1]</p> <p>・「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、同ガイドラインの別紙1「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における2の(2)手すり据置き方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行う。</p> <p>・内部足場 ・設置する (※脚立、足場板等 ) ・設置しない</p> <p>・外部足場 ・設置する ・設置しない</p> <p>・防護シート ・設置する ・設置しない</p> <p>材料、撤去材等の運搬方法 [表2.2.1]</p> <p>種別 (・A種 ・B種 ・C種 ・D種 ・E種)</p> <p>C種：利用可能なエレベーター ( )</p> <p>D種：利用可能な階段 ( )</p>																															
	2 既存部分の養生	<p>[2.3.1]</p> <p>1) 養生の方法等</p> <p>・既存部分 養生の方法 (※ビニルシート、合板等 )</p> <p>・既存家具、既存設備等 養生の方法 (※ビニルシート等 )</p> <p>・既存ブラインド、カーテン等 養生の方法 (・ビニルシート等 )</p> <p>保管場所 (・図示 )</p> <p>・備品、机、ロッカー等の移動 (・図示 )</p> <p>2) 既存部分に汚染又は損傷を与えるおそれのある場合は養生を行う。また、万一損傷等を与えた場合は、受注者の責任において速やかに修復等の処置を行う。</p>																															
	3 監督員事務所	<p>[2.4.1]</p> <p>※設ける</p> <p>規模： m<sup>2</sup>程度</p> <p>仕上げの程度： 程度</p> <p>備え付ける備品：</p> <p>・机 脚 ・椅子 脚 ・ロッカー 台 ・書棚 台</p> <p>・ホワイトボード ・製図板 ・掛時計 ・寒暖計</p> <p>・ゴム長靴 ・雨合羽 ・保護帽 ・懐中電灯</p> <p>・安全帯 ・受託者加入電話の子機 ・暖冷房機</p> <p>・消火器 ・湯沸器 ・掃除具</p> <p>・その他 ( )</p> <p>・設けない</p>																															
	④ 工事用水	<p>構内既存の施設</p> <p>・なし</p> <p>※あり (・利用できる (無償) ※利用できない)</p>																															
	⑤ 工事用電力	<p>構内既存の施設</p> <p>・なし</p> <p>※あり (・利用できる (無償) ※利用できない)</p>																															
	6 仮設間仕切り	<p>[2.3.2] [表2.3.1]</p> <p>1) 仮設間仕切り及び仮設扉の設置箇所 ・図示 ・</p> <p>2) 仮設間仕切りの種別と材質等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>下地</th> <th>仕上げ (厚さ mm)</th> <th>塗装</th> <th>充填材</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・A種</td> <td>・木</td> <td>・せっこうボード (9.5)</td> <td>・無し</td> <td>※有り</td> </tr> <tr> <td>・B種</td> <td>・軽量鉄骨</td> <td>・合板 (9.0)</td> <td>・片面</td> <td></td> </tr> <tr> <td>※C種</td> <td>単管</td> <td>防災シート</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>充てん材：グラスウール 32K (厚：50mm 以上)</p> <p>3) 仮設間仕切りに設ける仮設扉の材質等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>材質</th> <th>仕上げ</th> <th>塗装</th> <th>充填材</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>※製</td> <td>※合板張り程度</td> <td>・無し</td> <td>※有り</td> </tr> <tr> <td>・</td> <td>・</td> <td>・片面</td> <td>・無し</td> </tr> </tbody> </table> <p>充てん材：グラスウール 32K (厚：50mm 以上)</p>	種別	下地	仕上げ (厚さ mm)	塗装	充填材	・A種	・木	・せっこうボード (9.5)	・無し	※有り	・B種	・軽量鉄骨	・合板 (9.0)	・片面		※C種	単管	防災シート			材質	仕上げ	塗装	充填材	※製	※合板張り程度	・無し	※有り	・	・	・片面
種別	下地	仕上げ (厚さ mm)	塗装	充填材																													
・A種	・木	・せっこうボード (9.5)	・無し	※有り																													
・B種	・軽量鉄骨	・合板 (9.0)	・片面																														
※C種	単管	防災シート																															
材質	仕上げ	塗装	充填材																														
※製	※合板張り程度	・無し	※有り																														
・	・	・片面	・無し																														

章	項 目	特 記 事 項
2 仮設工事	① 工事看板	※設置する [2.4.1] 設置の場所 (◎正門付近 ) 記載事項 (※工事番号 ※工事名称 ※発注者 ※設計者 ※監理者 ※工期 ※施工者) 大きさ (※H900mm×W1800mm 程度合板下地 ・ ) ・ 設置しない

章	項 目	特 記 事 項
5 建具改修工事	8 鋼製軽量建具	断熱ドアセット, 断熱サッシ ・適用する 断熱性の等級 ( ) (建具符号: ・建具表による ) ・適用しない 耐震ドアセット ・適用する 面内変形追随性の等級 ( ) (建具符号: ・建具表による ) ・適用しない 鋼板 ※亜鉛めっき鋼板 ・ビニル被覆鋼板 ・カラー鋼板 ・ステンレス鋼板 鋼板の厚さ ・改修標準仕様書 表 5.5.1 による ・ 召合せ, 縦小口包み板の材質 ※鋼板 ◎建具表による
	9 ステンレス建具	[5.2.2] [5.4.2] [5.6.2~5.6.5] 性能等級 簡易気密型ドアセット ・適用する (建具符号: ※建具表による ) ・適用しない 外部に面する建具の耐風圧性 ・S-4 (建具符号: ※建具表による ) ・S-5 (建具符号: ※建具表による ) ・S-6 (建具符号: ※建具表による ) ・ 防音ドアセット, 防音サッシ ・適用する 遮音性の等級 ( ) (建具符号: ・建具表による ) ・適用しない 断熱ドアセット, 断熱サッシ ・適用する 断熱性の等級 ( ) (建具符号: ・建具表による ) ・適用しない 耐震ドアセット ・適用する 面内変形追随性の等級 ( ) (建具符号: ・建具表による ) ・適用しない 鋼板 (屋外) ※SUS430J1L, SUS443J1, SUS304 ・ 鋼板 (屋内) ※SUS430, SUS430J1L, SUS443J1, SUS304 ・ 表面仕上げ ※HL ・鏡面仕上げ ・ ステンレス鋼板の曲げ加工 ※普通曲げ ・角出し曲げ
⑩	建具用金物	[5.7.2] [5.7.3] 金物の種類及び見え掛かり部の材質等 ※改修標準仕様書 表 5.7.1 による ・ 樹脂製建具に使用する丁番 ※改修標準仕様書 表 5.7.3 による ・ 握り玉, レバーハンドル, 押板類, クレセントの取付位置 ・建具表による ・ ・錠前類 【シリンダ箱錠及びシリンダ本締り錠】 (品質) デッドボルトの寸法は 17mm 以上とする。錠付きのものはマスターキー, グラ ンドマスターキー, コンストラクションキーなどのキーシステムが構築できるものと する。 ・錠前類 【レバーハンドル】 ・クローザ類
⑪	錠	[5.7.4] マスターキー ※製作する ・製作しない ◎既存のマスターキーに合わせる その他の錠 ※各室 3 本 1 組 ・ 錠箱 ◎無 ・有

章	項目	特記事項														
5 建具改修工事	⑰ ガラス	[5. 13. 2~5. 13. 4] [表 5. 13. 1]														
		適用は以下によるほか、ガラスの種類・厚さは建具表及び図面による。														
		・合わせガラス														
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">品 種</th> <th style="width: 40%;">構 成 種 類</th> <th style="width: 30%;">性 能</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・フロート合わせガラス</td> <td>・フロート板合わせガラス ・熱線吸収、フロート板合わせガラス</td> <td>・ I 類</td> </tr> <tr> <td>・網入磨き合わせガラス</td> <td>・網入磨き、フロート板合わせガラス ・網入磨き、熱線吸収板合わせガラス</td> <td>・ II-1 類 ・ II-2 類 ・ III類</td> </tr> </tbody> </table>	品 種	構 成 種 類	性 能	・フロート合わせガラス	・フロート板合わせガラス ・熱線吸収、フロート板合わせガラス	・ I 類	・網入磨き合わせガラス	・網入磨き、フロート板合わせガラス ・網入磨き、熱線吸収板合わせガラス	・ II-1 類 ・ II-2 類 ・ III類					
		品 種	構 成 種 類	性 能												
		・フロート合わせガラス	・フロート板合わせガラス ・熱線吸収、フロート板合わせガラス	・ I 類												
		・網入磨き合わせガラス	・網入磨き、フロート板合わせガラス ・網入磨き、熱線吸収板合わせガラス	・ II-1 類 ・ II-2 類 ・ III類												
		・強化ガラス														
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">材料板ガラスによる種類</th> <th style="width: 40%;">種 類</th> <th style="width: 30%;">性 能</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・フロートガラス</td> <td>・フロート強化ガラス ・熱線吸収強化ガラス</td> <td>・ I 類 ・ III類</td> </tr> <tr> <td>・型板ガラス</td> <td>・型板強化ガラス</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	材料板ガラスによる種類	種 類	性 能	・フロートガラス	・フロート強化ガラス ・熱線吸収強化ガラス	・ I 類 ・ III類	・型板ガラス	・型板強化ガラス						
		材料板ガラスによる種類	種 類	性 能												
・フロートガラス	・フロート強化ガラス ・熱線吸収強化ガラス	・ I 類 ・ III類														
・型板ガラス	・型板強化ガラス															
・熱線吸収板ガラス																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">品 種</th> <th style="width: 20%;">性 能</th> <th style="width: 50%;">色 調</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・熱線吸収フロート板ガラス</td> <td>・ 1 種</td> <td rowspan="2">・ブルー ・グレー ・ブロンズ</td> </tr> <tr> <td>・線吸収網入磨き板ガラス</td> <td>・ 2 種</td> </tr> </tbody> </table>	品 種	性 能	色 調	・熱線吸収フロート板ガラス	・ 1 種	・ブルー ・グレー ・ブロンズ	・線吸収網入磨き板ガラス	・ 2 種								
品 種	性 能	色 調														
・熱線吸収フロート板ガラス	・ 1 種	・ブルー ・グレー ・ブロンズ														
・線吸収網入磨き板ガラス	・ 2 種															
・複層ガラス																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">種 類</th> <th style="width: 40%;">記 号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">・断熱複層ガラス</td> <td>・ 1 種</td> <td>U1</td> </tr> <tr> <td>・ 2 種</td> <td>U2</td> </tr> <tr> <td>・ 3 種</td> <td>U-3-1</td> </tr> <tr> <td>・ 3 種</td> <td>U-3-2</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">・日射熱遮へい複層ガラス</td> <td>・ 4 種</td> <td>E4</td> </tr> <tr> <td>・ 5 種</td> <td>E5</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	記 号	・断熱複層ガラス	・ 1 種	U1	・ 2 種	U2	・ 3 種	U-3-1	・ 3 種	U-3-2	・日射熱遮へい複層ガラス	・ 4 種	E4	・ 5 種	E5
種 類	記 号															
・断熱複層ガラス	・ 1 種	U1														
	・ 2 種	U2														
	・ 3 種	U-3-1														
	・ 3 種	U-3-2														
・日射熱遮へい複層ガラス	・ 4 種	E4														
	・ 5 種	E5														
・熱線反射ガラス																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;">品 種</th> <th style="width: 30%;">日射熱遮へい性</th> <th style="width: 30%;">耐 久 性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">・熱線反射ガラス 色調（・ブルー ・グレー）</td> <td>・ 1 種</td> <td>A 種</td> </tr> <tr> <td>・ 2 種</td> <td>A 種</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">・高性能熱線反射ガラス 色調（・ブロンズ ・シルバー）</td> <td>・ 2 種</td> <td>B 種</td> </tr> <tr> <td>・ 3 種</td> <td>B 種</td> </tr> </tbody> </table>	品 種	日射熱遮へい性	耐 久 性	・熱線反射ガラス 色調（・ブルー ・グレー）	・ 1 種	A 種	・ 2 種	A 種	・高性能熱線反射ガラス 色調（・ブロンズ ・シルバー）	・ 2 種	B 種	・ 3 種	B 種			
品 種	日射熱遮へい性	耐 久 性														
・熱線反射ガラス 色調（・ブルー ・グレー）	・ 1 種	A 種														
	・ 2 種	A 種														
・高性能熱線反射ガラス 色調（・ブロンズ ・シルバー）	・ 2 種	B 種														
	・ 3 種	B 種														
反射皮膜面    ・内面    ・外面																
映像調整      ・行わない    ・行う																
・倍強度ガラス																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">材料板ガラスによる種類の名称</th> <th style="width: 40%;">色 調</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・フロート倍強度ガラス</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>・熱線吸収倍強度ガラス</td> <td>・ブルー ・グレー ・ブロンズ</td> </tr> </tbody> </table>	材料板ガラスによる種類の名称	色 調	・フロート倍強度ガラス	-	・熱線吸収倍強度ガラス	・ブルー ・グレー ・ブロンズ										
材料板ガラスによる種類の名称	色 調															
・フロート倍強度ガラス	-															
・熱線吸収倍強度ガラス	・ブルー ・グレー ・ブロンズ															

章	項目	特記事項																																																																					
6 内装改修工事	① 改修範囲	<p style="text-align: right;">[6.1.3]</p> 既存間仕切壁の撤去に伴う当該壁の取合う天井、壁及び床の改修範囲 ※壁厚程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う ・ 図示 天井内の既存壁の撤去に伴う当該壁の取合う天井の改修範囲 ※壁面より両側 600mm 程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う ・ 図示 天井の撤去に伴う取合部の壁面の改修 ※既存のまま ・ 図示																																																																					
	2 既存床の撤去並びに下地補修	<p style="text-align: right;">[6.2.2]</p> ビニル床シート等の除去 ※仕上げ材のみ（接着剤とも） ・ 下地モルタルとも（※図示の範囲 ・ 除去範囲全て） 合成樹脂塗床材の除去工法 ・ 機械的除去工法 ・ 目荒し工法 コンクリート又はモルタル面の下地処理に用いるポリマーセメントモルタル及びエポキシ樹脂モルタルは、4章外壁改修工事による。 改修後の床の清掃範囲 ※改修箇所の室内 ・																																																																					
	③ 既存壁の撤去並びに下地補修	<p style="text-align: right;">[6.3.2]</p> 間仕切壁撤去に伴う他の構造体の補修 ※改修標準仕様書 4.4.9 によるモルタル塗り （塗り厚 25mm を超える場合の補修 ※行う ・ 行わない） ・ 図示																																																																					
	4 木下地等の表面仕上げ	<p style="text-align: right;">[6.5.1]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">表面仕上げの種別</th> <th style="width: 50%;">適用箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ A 種</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ B 種</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ C 種</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	表面仕上げの種別	適用箇所	・ A 種		・ B 種		・ C 種																																																														
	表面仕上げの種別	適用箇所																																																																					
・ A 種																																																																							
・ B 種																																																																							
・ C 種																																																																							
5 製材	<p style="text-align: right;">[6.5.2]</p> ・ 「製材の日本農林規格」による下地用針葉樹製材 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>施工箇所</th> <th>樹種</th> <th>寸法 (mm)</th> <th>等級</th> <th>形状</th> <th>含水率</th> <th>間伐材等の適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>※2 級・</td> <td></td> <td>※A 種・B 種・</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>※2 級・</td> <td></td> <td>※A 種・B 種・</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>※2 級・</td> <td></td> <td>※A 種・B 種・</td> <td>・</td> </tr> </tbody> </table> ・ 「製材の日本農林規格」による造作用針葉樹製材 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>施工箇所</th> <th>樹種</th> <th>寸法 (mm)</th> <th>等級</th> <th>形状</th> <th>含水率</th> <th>間伐材等の適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>見え掛り面</td> <td></td> <td></td> <td>※上小節 ・</td> <td></td> <td>※A 種・B 種 ・</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>見え掛り面以外</td> <td></td> <td></td> <td>※小節以上 ・</td> <td></td> <td>※A 種・B 種 ・</td> <td>・</td> </tr> </tbody> </table> ・ 「製材の日本農林規格」による広葉樹製材 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>施工箇所</th> <th>樹種</th> <th>寸法 (mm)</th> <th>等級</th> <th>形状</th> <th>含水率</th> <th>間伐材等の適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>※1 等・</td> <td></td> <td>※10%以下 ・ A 種・B 種・</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>※1 等・</td> <td></td> <td>※10%以下 ・ A 種・B 種・</td> <td>・</td> </tr> </tbody> </table>	施工箇所	樹種	寸法 (mm)	等級	形状	含水率	間伐材等の適用				※2 級・		※A 種・B 種・	・				※2 級・		※A 種・B 種・	・				※2 級・		※A 種・B 種・	・	施工箇所	樹種	寸法 (mm)	等級	形状	含水率	間伐材等の適用	見え掛り面			※上小節 ・		※A 種・B 種 ・	・	見え掛り面以外			※小節以上 ・		※A 種・B 種 ・	・	施工箇所	樹種	寸法 (mm)	等級	形状	含水率	間伐材等の適用				※1 等・		※10%以下 ・ A 種・B 種・	・				※1 等・		※10%以下 ・ A 種・B 種・	・
施工箇所	樹種	寸法 (mm)	等級	形状	含水率	間伐材等の適用																																																																	
			※2 級・		※A 種・B 種・	・																																																																	
			※2 級・		※A 種・B 種・	・																																																																	
			※2 級・		※A 種・B 種・	・																																																																	
施工箇所	樹種	寸法 (mm)	等級	形状	含水率	間伐材等の適用																																																																	
見え掛り面			※上小節 ・		※A 種・B 種 ・	・																																																																	
見え掛り面以外			※小節以上 ・		※A 種・B 種 ・	・																																																																	
施工箇所	樹種	寸法 (mm)	等級	形状	含水率	間伐材等の適用																																																																	
			※1 等・		※10%以下 ・ A 種・B 種・	・																																																																	
			※1 等・		※10%以下 ・ A 種・B 種・	・																																																																	

章	項目	特記事項																
6 内装改修工事	10 防腐・防蟻処理	<p style="text-align: right;">[6. 5. 5]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防腐, 防蟻処理が不要な樹種による製材 適用部位 : ( )</li> <li>・薬剤の加圧注入による防腐・防蟻処理 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">適用部位</th> <th style="width: 50%;">保存処理性能区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>・ K2    ・ K3    ・ K4</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・ K2    ・ K3    ・ K4</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・ K2    ・ K3    ・ K4</td> </tr> </tbody> </table> </li> <li>・薬剤の塗布等による防腐・防蟻処理 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">適用部位</th> <th style="width: 70%;">処理の方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>※改修標準仕様書 6. 5. 5 (a) (iii) ②ア～Iによる    ・</td> </tr> <tr> <td></td> <td>※改修標準仕様書 6. 5. 5 (a) (iii) ②ア～Iによる    ・</td> </tr> <tr> <td></td> <td>※改修標準仕様書 6. 5. 5 (a) (iii) ②ア～Iによる    ・</td> </tr> </tbody> </table> </li> <li>・ボード原料接着剤への薬剤混入による防腐・防蟻処理 適用部位 : ( )</li> </ul>	適用部位	保存処理性能区分		・ K2    ・ K3    ・ K4		・ K2    ・ K3    ・ K4		・ K2    ・ K3    ・ K4	適用部位	処理の方法		※改修標準仕様書 6. 5. 5 (a) (iii) ②ア～Iによる    ・		※改修標準仕様書 6. 5. 5 (a) (iii) ②ア～Iによる    ・		※改修標準仕様書 6. 5. 5 (a) (iii) ②ア～Iによる    ・
	適用部位	保存処理性能区分																
	・ K2    ・ K3    ・ K4																	
	・ K2    ・ K3    ・ K4																	
	・ K2    ・ K3    ・ K4																	
適用部位	処理の方法																	
	※改修標準仕様書 6. 5. 5 (a) (iii) ②ア～Iによる    ・																	
	※改修標準仕様書 6. 5. 5 (a) (iii) ②ア～Iによる    ・																	
	※改修標準仕様書 6. 5. 5 (a) (iii) ②ア～Iによる    ・																	
11 軽量鉄骨天井下地	<p style="text-align: right;">[6. 6. 2～6. 6. 4]</p> <p>野縁等の種類 屋外 (※25 形    ・ 19 形)    屋内 (※19 形    ・ 25 形)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外の軒天井, ピロティ天井等</li> </ul> <p>工法 建築基準法に基づき定まる風圧力の (・1    ・1. 15    ・1. 3) 倍の風圧力に対応した工法</p> <p style="margin-left: 40px;">野縁受, 吊りボルト及びびンサートの間隔    ・ 図示    ・ 周辺部の端からの間隔    ・ 図示    ・ 野縁の間隔    ・ 図示    ・</p> <p>既存の埋込インサート    ・ 使用する    ・ 使用しない</p> <p>あと施工アンカーの引抜き試験    ・ 行う (屋外の試験荷重 : ) ・ 行わない</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・吊りボルトの間隔が 900mm を超える場合 補強方法    ※図示    ・</li> <li>・天井のふところが 1. 5m 以上 3. 0m 以下の場合 補強方法    ※改修標準仕様書 6. 6. 4 (h) (1) (2) による    ・</li> <li>・天井のふところが 3. 0m を超える場合 補強方法    ※図示    ・</li> <li>・天井下地材における耐震性を考慮した補強 補強箇所    ※図示    ・ 補強方法    ※図示    ・</li> </ul>																	
⑫	軽量鉄骨壁下地	<p style="text-align: right;">[6. 7. 3] [表 6. 7. 1]</p> <p>スタッド, ランナーの種類 ※改修標準仕様書表 6. 7. 1 によるスタッドの高さによる区分に応じた種類 ・</p> <p>スタッドの高さが 5. 0m を超える場合 ※図示 ・</p>																

章	項目	特記事項						
6 内装 改修 工事	⑬ ビニル床シート	[6.8.2] [6.8.3]						
		種類	JIS 記号	施工箇所	色柄	特殊機能	厚さ (mm)	備考
		※発泡層のないもの	※FS(複層ビニル床シート)		・無地 ◎マarmor	・帯電防止 ・耐動荷重性	※2.0 ◎2.5	
		・発泡層のあるもの	・		・無地 ・柄物	・防滑性 ・耐薬品性		
		工法 ※熱溶接工法 ・突付け (施工箇所: ) 特殊機能 帯電防止 ・帯電防止性能評価値 (JIS A 1455) 1.2 以上~3.2 未満 又は体積電気抵抗値 (JIS A 1454) $1 \times 10^7 \sim 1 \times 10^{10} \Omega$ 程度 ・						
	14 ビニル床タイル	[6.8.2]						
		JIS 記号	施工箇所	色柄	寸法	特殊機能	厚さ (mm)	備考
		・ FT (複層ビニル床タイル)		・無地 ・柄物	・ 300×300 ・ 450×450	・帯電防止 ・防滑性	※2.0 ・ 2.5 ・ 3.0	
		・ KT (コンポジションビニル床タイル)		・無地 ・柄物	・ 300×300 ・ 450×450	・帯電防止 ・防滑性	・ 2.0 ・ 3.0	
		・ FOA (置敷きビニル床タイル)		・無地 ・柄物	・ 500×500	・帯電防止 ・防滑性	・	
		特殊機能 帯電防止 ・帯電防止性能評価値 (JIS A 1455) 1.2 以上~3.2 未満 又は体積電気抵抗値 (JIS A 1454) $1 \times 10^7 \sim 1 \times 10^{10} \Omega$ 程度 ・ 防滑性 ・						
	15 ビニル幅木	[6.8.2]						
		材質	・軟質 ・硬質					
		高さ (mm)	※60 ・ 75					
		厚さ (mm)	※1.5 以上 ・					
	16 ゴム床タイル	[6.8.2]						
		色柄	( )					
		厚さ (mm)	・ 3.0 ・ 4.5 ・ 6.0 ・ 9.0					
		寸法 (mm)	( )					
	17 カーペット敷き	[6.9.3] [6.9.4] [表 6.9.1]						
		・織じゅうたん						
		種別	パイル形状	織り方	色柄等	帯電性	備考	
		・ A 種	・ カットパイル	・ ウィルトンカーペット	・ 無地	・ 適用する (性能: ※人体帯電圧 3kV 以下 ) ・ 適用しない		
		・ B 種	・ ループパイル	・ ダブルフェースカーペット	・ 柄物			
		・ C 種	・ カット, ループ併用	・ アキスミンスターカーペット	(標準品)			
		下敷き材 ※反毛フェルト (JIS L 3204) の第 2 種 2 号 呼び厚さ 8mm ・						

章	項目	特記事項					
6 内装改修工事	②1 せっこうボード その他ボード張り	[6.13.2] [6.13.3]					
		種類	JIS 記号	厚さ(mm), 規格等			
		・硬質木毛セメント板	HW	・15	・20	・25	・
		・中質木毛セメント板	MW	・15	・20	・25	・
		・普通木毛セメント板	NW	・15	・20	・25	・
		・硬質木片セメント板	HF	・12	・15	・18	・21
		・普通木片セメント板	NF	・30	・		
		◎けい酸カルシウム板	0.8FK 1.0FK	タイプ 2 (無石綿)		・6	・8 ◎5
		・ロックウール化粧吸音板	DR	・フラットタイプ (・9(不燃) ・12(不燃) ・ )		・凹凸タイプ (・12(不燃) ・15(不燃) ・19(不燃) ・ )	
		・ロックウール吸音ボード 1号	RW-B	・25			
		・グラスウール吸音ボード 32K	GW-B	・25(ガラスクロス包)			
		・せっこうボード	GB-R	※12.5(不燃)		・15(不燃)	
		・不燃積層せっこうボード	GB-NC	9.5(不燃)		・化粧無(下地張り用) ・化粧有(トラバチン模様)	
		・シジソクせっこうボード	GB-S	12.5(※不燃 準不燃)			
		・強化せっこうボード	GB-F	・12.5(不燃)		・15(不燃)	
		・せっこうラスボード	GB-L	9.5			
		・化粧せっこうボード (木目)	GB-D	12.5(不燃) 幅 440mm 程度 模様(※柱目 板目) 専用下地材有り			
		・化粧せっこうボード (トラバチン模様)	GB-D	9.5(準不燃)			
		・普通合板		表面の樹種 生地, 透明塗料塗り (※ツラシ程度 ・ ) 不透明塗料塗り (※しな程度 ・ ) 板面の品質 ( ) 接着の程度 (・1類 ・2類) 厚さ(mm) ( ) ・防虫処理			
		・天然木化粧合板		化粧板の樹種名 ( ) 接着の程度 (・1類 ・2類) 厚さ(mm) ( ) ・防虫処理			
		・特殊加工化粧合板		化粧加工の方法 (・ホパレイ・プリント・塗装) 表面性能 ( ) タイプ 接着の程度 (・1類 ・2類) 厚さ(mm) ( ) ・防虫処理			
		・マニッシュ化粧板		・JIS K 6903 による (※1.2 ・ )			
		・ポリエステル樹脂化粧板					
		・ミディアムファイバーボード	MDF	・3	・7	・9	・12
		・単板張りパーティクルボード		・無研磨板 VN		・研磨板 VS	
・化粧パーティクルボード		・10		・12			
・ハードボード (素地)	HB	・未研磨板 (・スタンダード ・テンパード) RN		・研磨板 (・スタンダード ・テンパード) RS			
・ハードボード (化粧)	HB	・内装用 D1		・外装用 DE			
・インシュレーションボード	IB	A級 (・天井仕上げ ・内装仕上げ ・ )					
せっこうボード等の下地は図示による。							

章	項目	特記事項																																																											
6 内装改修工事	21 せっこうボード その他ボード張り	遮音シール材 ・適用する（・シーリング材 ・ジョイントコンパウンド） ・適用しない 合板類, MDF及びパーティクルボードのホルムアルデヒド放散量 ※規制対象外 合板類の張付け ※B種 ・A種 せっこうボードの目地工法 ・仕上表による ・																																																											
	22 壁紙張り	[6. 14. 2] [6. 14. 3] ホルムアルデヒドの放散量 ※規制対象外 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施工箇所</th> <th colspan="5">壁紙の種類</th> <th rowspan="2">防火性能</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>紙</th> <th>繊維</th> <th>プラスチック</th> <th>無機質</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>※不燃 ・準不燃</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>※不燃 ・準不燃</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>※不燃 ・準不燃</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>※不燃 ・準不燃</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> モルタル・プラスター面の下地調整 ※RB種 ・ コンクリート・ALC面の下地調整 ※RB種 ・ せっこうボード面の下地調整 ※RB種 ・	施工箇所	壁紙の種類					防火性能	備考	紙	繊維	プラスチック	無機質	その他		・	・	・	・	・	※不燃 ・準不燃			・	・	・	・	・	※不燃 ・準不燃			・	・	・	・	・	※不燃 ・準不燃			・	・	・	・	・	※不燃 ・準不燃															
	施工箇所	壁紙の種類					防火性能	備考																																																					
		紙	繊維	プラスチック	無機質	その他																																																							
	・	・	・	・	・	※不燃 ・準不燃																																																							
	・	・	・	・	・	※不燃 ・準不燃																																																							
	・	・	・	・	・	※不燃 ・準不燃																																																							
	・	・	・	・	・	※不燃 ・準不燃																																																							
㉓ モルタル塗り	[6. 15. 3] [6. 15. 6] 吸水調整材は、改修工事標準仕様書 表 4. 2. 2 による。 既製目地材 ・設ける 施工箇所（ ） 形状（※図示 ・ ） ・設けない 床目地 ・設ける（工法※押し目地 ・ ） ・設けない ・防水剤の種類 建築用のモルタルに用いるセメント防水剤（JIS A 1404 による試験）																																																												
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>混合割合</th> <th>凝結時間</th> <th>曲げ及び 圧縮強度比</th> <th>吸水比</th> <th>透水比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>セメント重量の 5%以内</td> <td>JIS R 5201 の試験 8 において 始発 1 時間以上 終結 10 時間以内</td> <td>70%以上</td> <td>95%以下</td> <td>80%以下 294. 0kPa/h</td> </tr> </tbody> </table>	混合割合	凝結時間	曲げ及び 圧縮強度比	吸水比	透水比	セメント重量の 5%以内	JIS R 5201 の試験 8 において 始発 1 時間以上 終結 10 時間以内	70%以上	95%以下	80%以下 294. 0kPa/h																																																	
混合割合	凝結時間	曲げ及び 圧縮強度比	吸水比	透水比																																																									
セメント重量の 5%以内	JIS R 5201 の試験 8 において 始発 1 時間以上 終結 10 時間以内	70%以上	95%以下	80%以下 294. 0kPa/h																																																									
㉔ タイル張り	[6. 16. 2~6. 16. 4] 伸縮調整目地の位置 床タイル（※縦、横とも 4m 以内ごと ・図示 ・ ） 床タイル以外（・図示 ・ ） ・セメントモルタルによる陶磁器質タイル（セラミックタイル）張り タイルの形状、寸法等																																																												
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施工箇所</th> <th rowspan="2">形状/ 寸法 (mm)</th> <th colspan="3">吸水率に よる区分</th> <th colspan="2">うわぐす り</th> <th colspan="2">役物</th> <th colspan="2">色</th> <th rowspan="2">再生 材料 の 適用</th> <th colspan="2">耐凍害性</th> <th rowspan="2">耐滑 り性</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>I類</th> <th>II類</th> <th>III類</th> <th>施 ゆう</th> <th>無 ゆう</th> <th>有</th> <th>無</th> <th>標準</th> <th>特注</th> <th>有</th> <th>無</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>壁</td> <td>100* 100</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>◎</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>◎</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>・</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 標準的な曲がりの役物は一体成形とする 試験張り ・行う ・行わない 見本焼き ・行う ・行わない	施工箇所	形状/ 寸法 (mm)	吸水率に よる区分			うわぐす り		役物		色		再生 材料 の 適用	耐凍害性		耐滑 り性	備考	I類	II類	III類	施 ゆう	無 ゆう	有	無	標準	特注	有	無	壁	100* 100	・	・	・	◎	・	・	・	◎	・	・	・	・					・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・		
施工箇所	形状/ 寸法 (mm)	吸水率に よる区分			うわぐす り		役物		色		再生 材料 の 適用	耐凍害性			耐滑 り性	備考																																													
		I類	II類	III類	施 ゆう	無 ゆう	有	無	標準	特注		有	無																																																
壁	100* 100	・	・	・	◎	・	・	・	◎	・	・	・	・																																																
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・																																																

章	項目	特記事項																																									
7 塗装改修工事	① 材料	[7.1.3] 屋内で使用する塗料のホルムアルデヒドの放散量 ※規制対象外 ・ 防火材料 ※屋内の壁、天井仕上げは防火材料とする。 ・ 次の箇所を除き防火材料とする。(箇所： )																																									
	② 下地調整	[7.2.1~7.2.7] 塗替え RB 種の場合の既存塗膜の除去範囲 ※塗替え面積の 30% ・ 図示 ・  下地調整																																									
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">下地面の種類</th> <th colspan="2">下地調整の種別</th> <th rowspan="2">ひび割れ部の補修</th> </tr> <tr> <th>塗替え</th> <th>新規</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>木部</td> <td>※RB 種 ・</td> <td>・ RA 種 ・ RB 種</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>鉄鋼面</td> <td>※RB 種 ・</td> <td>RA 種</td> <td></td> </tr> <tr> <td>亜鉛めっき面</td> <td>※RB 種 ・</td> <td>RA 種</td> <td></td> </tr> <tr> <td>亜鉛めっき面 (鋼製建具)</td> <td>※RB 種 ・</td> <td>RC 種</td> <td></td> </tr> <tr> <td>モルタル、プラスター面</td> <td>※RB 種 ・</td> <td>・ RA 種 ・ RB 種</td> <td>・ 行う ・ 行わない</td> </tr> <tr> <td>コンクリート面 (DP以外), ALCパネル面</td> <td>※RB 種 ・</td> <td>RA 種</td> <td>・ 行う ・ 行わない</td> </tr> <tr> <td>押出成形セメント板面</td> <td>・ RA 種 ・ RB 種 ・ RC 種</td> <td>・ RA 種 ・ RB 種</td> <td>・ 行う ・ 行わない</td> </tr> <tr> <td>コンクリート面 (DP)</td> <td>・ RB 種 ・ RC 種</td> <td>RA 種</td> <td>・ 行う ・ 行わない</td> </tr> <tr> <td>せっこうボード面及び その他ボード面</td> <td>※RB 種 ・</td> <td>・ RA 種 ・ RB 種</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	下地面の種類	下地調整の種別		ひび割れ部の補修	塗替え	新規	木部	※RB 種 ・	・ RA 種 ・ RB 種	・	鉄鋼面	※RB 種 ・	RA 種		亜鉛めっき面	※RB 種 ・	RA 種		亜鉛めっき面 (鋼製建具)	※RB 種 ・	RC 種		モルタル、プラスター面	※RB 種 ・	・ RA 種 ・ RB 種	・ 行う ・ 行わない	コンクリート面 (DP以外), ALCパネル面	※RB 種 ・	RA 種	・ 行う ・ 行わない	押出成形セメント板面	・ RA 種 ・ RB 種 ・ RC 種	・ RA 種 ・ RB 種	・ 行う ・ 行わない	コンクリート面 (DP)	・ RB 種 ・ RC 種	RA 種	・ 行う ・ 行わない	せっこうボード面及び その他ボード面	※RB 種 ・	・ RA 種 ・ RB 種
下地面の種類	下地調整の種別			ひび割れ部の補修																																							
	塗替え	新規																																									
木部	※RB 種 ・	・ RA 種 ・ RB 種	・																																								
鉄鋼面	※RB 種 ・	RA 種																																									
亜鉛めっき面	※RB 種 ・	RA 種																																									
亜鉛めっき面 (鋼製建具)	※RB 種 ・	RC 種																																									
モルタル、プラスター面	※RB 種 ・	・ RA 種 ・ RB 種	・ 行う ・ 行わない																																								
コンクリート面 (DP以外), ALCパネル面	※RB 種 ・	RA 種	・ 行う ・ 行わない																																								
押出成形セメント板面	・ RA 種 ・ RB 種 ・ RC 種	・ RA 種 ・ RB 種	・ 行う ・ 行わない																																								
コンクリート面 (DP)	・ RB 種 ・ RC 種	RA 種	・ 行う ・ 行わない																																								
せっこうボード面及び その他ボード面	※RB 種 ・	・ RA 種 ・ RB 種	—																																								
3 錆止め塗料塗り		[7.3.2] [7.3.3] 錆止め塗料塗りの種別																																									
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">塗装面</th> <th>塗料</th> <th>工程</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">鉄鋼面</td> <td rowspan="3">EP-G 以外</td> <td>塗替え</td> <td>A 種</td> <td>※C 種 ・</td> </tr> <tr> <td>新規鉄鋼面見え掛り</td> <td>A 種</td> <td>※A 種 ・</td> </tr> <tr> <td>新規見え隠れ</td> <td>A 種</td> <td>※B 種 ・</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">EP-G</td> <td>塗替え</td> <td>B 種</td> <td>※C 種 ・</td> </tr> <tr> <td>新規鉄鋼面見え掛り</td> <td>B 種</td> <td>※A 種 ・</td> </tr> <tr> <td>新規見え隠れ</td> <td>B 種</td> <td>※B 種 ・</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">亜鉛めっき面</td> <td rowspan="2">EP-G 以外</td> <td>塗替え</td> <td>※A 種 ・</td> <td>※C 種 ・</td> </tr> <tr> <td>新規鉄鋼面見え掛り</td> <td>※A 種 ・</td> <td>※A 種 ・</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">EP-G</td> <td>塗替え</td> <td>C 種</td> <td>※C 種 ・</td> </tr> <tr> <td>新規鉄鋼面見え掛り</td> <td>C 種</td> <td>※A 種 ・</td> </tr> </tbody> </table>	塗装面		塗料	工程	鉄鋼面	EP-G 以外	塗替え	A 種	※C 種 ・	新規鉄鋼面見え掛り	A 種	※A 種 ・	新規見え隠れ	A 種	※B 種 ・	EP-G	塗替え	B 種	※C 種 ・	新規鉄鋼面見え掛り	B 種	※A 種 ・	新規見え隠れ	B 種	※B 種 ・	亜鉛めっき面	EP-G 以外	塗替え	※A 種 ・	※C 種 ・	新規鉄鋼面見え掛り	※A 種 ・	※A 種 ・	EP-G	塗替え	C 種	※C 種 ・	新規鉄鋼面見え掛り	C 種	※A 種 ・	
塗装面		塗料	工程																																								
鉄鋼面	EP-G 以外	塗替え	A 種	※C 種 ・																																							
		新規鉄鋼面見え掛り	A 種	※A 種 ・																																							
		新規見え隠れ	A 種	※B 種 ・																																							
	EP-G	塗替え	B 種	※C 種 ・																																							
		新規鉄鋼面見え掛り	B 種	※A 種 ・																																							
		新規見え隠れ	B 種	※B 種 ・																																							
亜鉛めっき面	EP-G 以外	塗替え	※A 種 ・	※C 種 ・																																							
		新規鉄鋼面見え掛り	※A 種 ・	※A 種 ・																																							
	EP-G	塗替え	C 種	※C 種 ・																																							
		新規鉄鋼面見え掛り	C 種	※A 種 ・																																							

章	項目	特記事項																																																																																																												
7 塗装改修工事	④ 塗装	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">塗装の種類</th> <th rowspan="2">塗装面</th> <th colspan="3">工程</th> </tr> <tr> <th>塗替え</th> <th>新規</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">◎合成樹脂調合ペイント塗り (SOP) 塗料の種類別 ※1種 ・2種</td> <td>木部屋外</td> <td>※B種 ・</td> <td>※A種 ・</td> <td></td> </tr> <tr> <td>木部屋内</td> <td>※B種 ・</td> <td>※B種 ・</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鉄鋼面</td> <td>※B種 ・</td> <td>※B種 ・A種</td> <td></td> </tr> <tr> <td>亜鉛めっき鋼面 (鋼製建具)</td> <td>※A種 ・</td> <td>※B種 ・</td> <td></td> </tr> <tr> <td>亜鉛めっき鋼面 (鋼製建具以外)</td> <td>※B種 ・</td> <td>※B種 ・</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・クリヤラッカー塗り (CL)</td> <td></td> <td>※B種 ・A種</td> <td>※B種 ・A種</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・フタル酸樹脂エナメル塗り (FE)</td> <td></td> <td>—</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・アクリル樹脂系非水分散形塗料塗り (NAD)</td> <td></td> <td>※B種 ・A種</td> <td>※B種 ・A種</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">・耐候性塗料塗り (DP)</td> <td>鉄鋼面 上塗り等級( )級</td> <td>・</td> <td>A種</td> <td></td> </tr> <tr> <td>亜鉛めっき鋼面 上塗り等級( )級</td> <td>・</td> <td>A種</td> <td></td> </tr> <tr> <td>コンクリート面及び押出成形セメント板面</td> <td>・</td> <td>・</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">・つや有合成樹脂エマルジョンペイント塗り (EP-G)</td> <td>コンクリート面等</td> <td>※B種 ・</td> <td>※B種 ・A種</td> <td></td> </tr> <tr> <td>屋内の木部</td> <td>※B種 ・</td> <td>※A種 ・</td> <td></td> </tr> <tr> <td>屋内の鉄鋼面</td> <td>※B種 ・</td> <td>※B種 ・A種</td> <td></td> </tr> <tr> <td>屋内の亜鉛めっき鋼面</td> <td>※B種 ・</td> <td>※B種 ・A種</td> <td></td> </tr> <tr> <td>◎合成樹脂エマルジョンペイント塗り (EP)</td> <td></td> <td>※B種 ・</td> <td>※B種 ・</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・合成樹脂エマルジョン模様塗料塗り (EP-T)</td> <td></td> <td>※B種 ・</td> <td>※B種 ・A種</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ウレタン樹脂ワニス塗り (UC)</td> <td></td> <td>※B種 ・A種</td> <td>※B種 ・A種</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ラッカーエナメル塗り (LE)</td> <td></td> <td>※B種 ・A種</td> <td>※B種 ・A種</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・オイルステイン塗り (OS)</td> <td></td> <td>—</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・木材保護塗料塗り (WP)</td> <td></td> <td>※B種 ・A種</td> <td>※B種 ・A種</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					塗装の種類	塗装面	工程			塗替え	新規		◎合成樹脂調合ペイント塗り (SOP) 塗料の種類別 ※1種 ・2種	木部屋外	※B種 ・	※A種 ・		木部屋内	※B種 ・	※B種 ・		鉄鋼面	※B種 ・	※B種 ・A種		亜鉛めっき鋼面 (鋼製建具)	※A種 ・	※B種 ・		亜鉛めっき鋼面 (鋼製建具以外)	※B種 ・	※B種 ・		・クリヤラッカー塗り (CL)		※B種 ・A種	※B種 ・A種		・フタル酸樹脂エナメル塗り (FE)		—	—		・アクリル樹脂系非水分散形塗料塗り (NAD)		※B種 ・A種	※B種 ・A種		・耐候性塗料塗り (DP)	鉄鋼面 上塗り等級( )級	・	A種		亜鉛めっき鋼面 上塗り等級( )級	・	A種		コンクリート面及び押出成形セメント板面	・	・		・つや有合成樹脂エマルジョンペイント塗り (EP-G)	コンクリート面等	※B種 ・	※B種 ・A種		屋内の木部	※B種 ・	※A種 ・		屋内の鉄鋼面	※B種 ・	※B種 ・A種		屋内の亜鉛めっき鋼面	※B種 ・	※B種 ・A種		◎合成樹脂エマルジョンペイント塗り (EP)		※B種 ・	※B種 ・		・合成樹脂エマルジョン模様塗料塗り (EP-T)		※B種 ・	※B種 ・A種		・ウレタン樹脂ワニス塗り (UC)		※B種 ・A種	※B種 ・A種		・ラッカーエナメル塗り (LE)		※B種 ・A種	※B種 ・A種		・オイルステイン塗り (OS)		—			・木材保護塗料塗り (WP)		※B種 ・A種	※B種 ・A種	
		塗装の種類	塗装面	工程																																																																																																										
				塗替え	新規																																																																																																									
		◎合成樹脂調合ペイント塗り (SOP) 塗料の種類別 ※1種 ・2種	木部屋外	※B種 ・	※A種 ・																																																																																																									
			木部屋内	※B種 ・	※B種 ・																																																																																																									
			鉄鋼面	※B種 ・	※B種 ・A種																																																																																																									
			亜鉛めっき鋼面 (鋼製建具)	※A種 ・	※B種 ・																																																																																																									
			亜鉛めっき鋼面 (鋼製建具以外)	※B種 ・	※B種 ・																																																																																																									
		・クリヤラッカー塗り (CL)		※B種 ・A種	※B種 ・A種																																																																																																									
		・フタル酸樹脂エナメル塗り (FE)		—	—																																																																																																									
		・アクリル樹脂系非水分散形塗料塗り (NAD)		※B種 ・A種	※B種 ・A種																																																																																																									
		・耐候性塗料塗り (DP)	鉄鋼面 上塗り等級( )級	・	A種																																																																																																									
			亜鉛めっき鋼面 上塗り等級( )級	・	A種																																																																																																									
			コンクリート面及び押出成形セメント板面	・	・																																																																																																									
		・つや有合成樹脂エマルジョンペイント塗り (EP-G)	コンクリート面等	※B種 ・	※B種 ・A種																																																																																																									
			屋内の木部	※B種 ・	※A種 ・																																																																																																									
			屋内の鉄鋼面	※B種 ・	※B種 ・A種																																																																																																									
			屋内の亜鉛めっき鋼面	※B種 ・	※B種 ・A種																																																																																																									
		◎合成樹脂エマルジョンペイント塗り (EP)		※B種 ・	※B種 ・																																																																																																									
		・合成樹脂エマルジョン模様塗料塗り (EP-T)		※B種 ・	※B種 ・A種																																																																																																									
		・ウレタン樹脂ワニス塗り (UC)		※B種 ・A種	※B種 ・A種																																																																																																									
		・ラッカーエナメル塗り (LE)		※B種 ・A種	※B種 ・A種																																																																																																									
		・オイルステイン塗り (OS)		—																																																																																																										
		・木材保護塗料塗り (WP)		※B種 ・A種	※B種 ・A種																																																																																																									
<p>つや有合成樹脂エマルジョンペイント塗り (コンクリート面, モルタル面, プラスター面, せっこうボード面, その他ボード面) の塗替えの場合のしみ止め  ※改修標準仕様書 表 7.9.1 の工程 1 の下塗りをしみ止めシーラーとする  ・</p> <p>合成樹脂エマルジョンペイント塗りの塗替えの場合のしみ止め  ※改修標準仕様書 表 7.10.1 の工程 1 の下塗りをしみ止めシーラーとする  ・</p> <p>・高日射反射率塗料塗り  下地調整 (改修標準仕様書 表 7.2.2) ・RA種 ・RB種 ・RC種</p>																																																																																																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工程</th> <th colspan="4">塗料その他</th> <th rowspan="2">塗付け量 (kg/m<sup>2</sup>)</th> </tr> <tr> <th>規格番号</th> <th>規格名称</th> <th>種類</th> <th>等級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>塗料塗り</td> <td>JIS K 5675</td> <td>屋根用高日射反射率塗料</td> <td>2種</td> <td>・1級 ・2級 ・3級</td> <td>塗料製造所の仕様による</td> </tr> </tbody> </table>					工程	塗料その他				塗付け量 (kg/m <sup>2</sup> )	規格番号	規格名称	種類	等級	塗料塗り	JIS K 5675	屋根用高日射反射率塗料	2種	・1級 ・2級 ・3級	塗料製造所の仕様による																																																																																										
工程	塗料その他					塗付け量 (kg/m <sup>2</sup> )																																																																																																								
	規格番号	規格名称	種類	等級																																																																																																										
塗料塗り	JIS K 5675	屋根用高日射反射率塗料	2種	・1級 ・2級 ・3級	塗料製造所の仕様による																																																																																																									

章	項 目	特 記 事 項																								
8 耐震改修工事	<コンクリート> ① コンクリートの種類 及び強度	[8.1.3] [8.1.4] [8.9.2] 普通コンクリート <table border="1" data-bbox="529 241 1460 526"> <thead> <tr> <th>設計基準強度 (N/mm<sup>2</sup>)</th> <th>気乾単位容積 質量 (t/m<sup>3</sup>)</th> <th>スランプ (cm)</th> <th>適用箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>◎24+ 温度補 正</td> <td>2.3 程度</td> <td>◎15 又は 18 ・ 18</td> <td>スラブ</td> </tr> <tr> <td>・</td> <td></td> <td>・</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	設計基準強度 (N/mm <sup>2</sup> )	気乾単位容積 質量 (t/m <sup>3</sup> )	スランプ (cm)	適用箇所	◎24+ 温度補 正	2.3 程度	◎15 又は 18 ・ 18	スラブ	・		・		・		・		・		・		・		・	
	設計基準強度 (N/mm <sup>2</sup> )	気乾単位容積 質量 (t/m <sup>3</sup> )	スランプ (cm)	適用箇所																						
	◎24+ 温度補 正	2.3 程度	◎15 又は 18 ・ 18	スラブ																						
	・		・																							
	・		・																							
	・		・																							
・		・																								
② コンクリートの類別	[8.1.3] 類別 ※ I 類 (茨城県の指定工場であり, JIS A 5308 への適合を認証されたコンクリート) ・ II 類 (JIS A 5308 に適合したコンクリート)																									
③ セメント	[8.2.5] <table border="1" data-bbox="529 721 1460 940"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>使用部位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>※普通ポルトランドセメント又は 混合セメントの A 種</td> <td>※下記以外全て ・</td> </tr> <tr> <td>・ 高炉セメント B 種</td> <td>・ 1FL より下部 (立上がり部含む) ・</td> </tr> <tr> <td>・ フライアッシュセメント B 種</td> <td>・</td> </tr> </tbody> </table> 普通ポルトランドセメントの品質は, JIS R 5210 に示された規定の他, 水和熱が 7 日目で 352J/g 以下, かつ 28 日目で 402J/g 以下のものとする	種類	使用部位	※普通ポルトランドセメント又は 混合セメントの A 種	※下記以外全て ・	・ 高炉セメント B 種	・ 1FL より下部 (立上がり部含む) ・	・ フライアッシュセメント B 種	・																	
種類	使用部位																									
※普通ポルトランドセメント又は 混合セメントの A 種	※下記以外全て ・																									
・ 高炉セメント B 種	・ 1FL より下部 (立上がり部含む) ・																									
・ フライアッシュセメント B 種	・																									
④ 骨材	[8.2.5] アルカリシリカ反応性による区分 ※ A ・ B (コンクリート中のアルカリ総量 Rt=3.0kg/m <sup>3</sup> 以下)																									
⑤ 混和材料	[8.2.5] ・ 混和剤 混和剤の種類 ※標準仕様書 6.3.1(d)(i) による ・ ・ 混和材 混和剤の種類 ※標準仕様書 6.3.1(d)(ii) による ・																									
6 構造体用モルタル	[8.2.6] ・ 構造体用モルタル 圧縮強度 ( ) フロー値 ( ) 材料及び調合等 材料及び調合等 ・ 改修標準仕様書 8.2.6(1) による ・ 改修標準仕様書 8.2.6(2) 及び(3) による ・																									

## 特 記 仕 様 書 （改修機械設備工事）

### I 工 事 概 要

- 1 工 事 名 R1 府中中学校屋内運動場トイレ改修工事
- 2 工事場所 石岡市若松二丁目6番5号
- 3 敷地面積
- 4 工事範囲 1階トイレ部分
- 5 建物概要

(全体)

建物名称	屋内運動場				
構 造	鉄骨造	一部RC造		造 一部 造	造 一部 造
階 数	地上 2階	地下 階		地上 階 地下 階	地上 階 地下 階
建築面積	$m^2$			$m^2$	
延べ面積	$m^2$			$m^2$	

(建物毎の各階床面積)

建物名称	地下1階	1階	2階	3階	4階	5階	計

### 6 別途工事

## II 機械設備工事仕様

### 1 共通事項

図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）」（平成28年版）（以下「標準仕様書」という。）及び「公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）」（平成28年版）（以下「改修標準仕様書」という。）による。

### 2 特記事項

- (1) 項目は、番号に□のついたものを適用する。
- (2) 特記事項で※印、・印のある場合の適用は、下記による。
  - ※印を適用する。
  - ・印のついたものは適用しない。
- (3) 特記事項に記載の（ ）内表示番号は、標準仕様書の当該項目、当該表及び当該図を示す。
- (4) 建築工事、電気設備工事は、別記各工事の特記仕様書等による。

### Ⅲ 特記仕様

## 第1章 一般共通事項

#### 1 適用基準等

- ※ 「公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）」（国土交通省大臣官房官庁営繕設備部監修 平成28年版）
- ※ 「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 平成28年版）
- ※ 「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 平成28年版）
- ※ 「営繕工事写真撮影要領（平成24年版）同解説 工事写真の撮り方（建築設備編）」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）

#### 2 技術者等

建設工事請負契約書に基づき、現場代理人及び技術者（主任技術者・監理技術者・専門技術者）を配置する。

#### 3 技能士等

- ・ 適用する ・ 適用しない (1.5.2)
- ◎配管技能士 ・ 熱絶縁施工技能士 ・ 冷凍空気調和機器施工技能士
- ・ 建築板金技能士 ・ 計装士

#### 4 電気保安技術者

- ・ 適用する ・ 適用しない (1.3.2)

#### 5 工事実績情報の登録

- ※ 適用する（付記事項参照）

#### 6 設計図書優先順序

- (1) 質問回答書 (2) 現場説明書 (3) 特記仕様書 (4) 図面
- (5) 標準仕様書及び改修標準仕様書

#### 7 監督員事務所

- ※ 設けない ・ 設ける（種別 ・ 1号 ・ 2号 ・ 3号）

#### 8 機器及び材料

- (1) 本工事に使用する機器及び材料（以下（機材）という。）は、設計図書に規定するもの、標準仕様書、設備機材等評価名簿（最新版（一社）公共建築協会）によるもの又は同等のものとする。ただし、同等のものとする場合は、監督員の承諾を受ける。
- (2) 「茨城県リサイクル建設資材評価認定制度」で認定されたリサイクル建設資材については、茨城県リサイクル建設資材率先利用指針により率先利用に努めるものとする。  
「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）」に基づく、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（平成29年2月7日閣議決定）」（以下「グリーン購入法基本方針」）により、県が定める「特定調達品目」の判断基準等を満たす環境物品等を選択するよう努めるものとする。「茨城県リサイクル建設資材評価認定制度」で認定されたリサイクル建設資材については、茨城県リサイクル建設資材率先利用指針により率先利用に努めるものとする。
- (3) 上記の条件を満たすものが、石岡市産品で確保できる場合には、その優先使用に努めるものとする。  
なお、石岡市産材とは、「石岡市内で生産されたもの、又は加工し製品化されたもの」とする。

#### 9 機材の検査等

検査及び試験を必要とする機材等は、標準仕様書によるほか下記による。

- (1) 機材は種別ごとに監督員の検査を受ける。ただし、JISマーク等が表示された機材で所要の品質があることが確認でき設計図書に適合するものは、監督員の承諾を受けて検査を省略することができる。
- (2) 設計図書に定められた場合、又は試験によらなければ設計図書に定められた条件に適合することが証明できない場合には、試験を実施する。試験方法は、JIS、SHASE-S等に定めがある場合は、それらによる。試験完了後、試験成績表を監督員に提出する。監督員が必要と認める場合には、試験に立ち会う。

#### 10 建設発生土の処理等

- ・ 構外搬出適切処理 ※ 構内の指示する場所に敷き均し ・ 構内の指示する場所にたい積
- ・ 構外搬出指定場所 ( 地内 ・ 敷き均し ・ たい積) (付記事項参照)

**11 発生材の処理等** (1.3.9)

- ※ 構外搬出とし、関係法令に準拠して適切に処理し、監督員に報告する。
  - ・ 引き渡しを要するもの ( )
- ※ 空調機に使用されているフロン類は、当該空調機を撤去・処分する際に回収し破壊処理すること。

**12 下請負人通知**

建設工事請負契約書に基づく下請負人通知書2部を、市と請負契約を締結した日から原則として30日以内、その後の下請契約に係るものは、契約締結の日から10日以内に提出するものとする。

**13 施工図等の取り扱い**

施工図等の著作権に係わる当該建築物に限る使用权は、発注者に委譲するものとする。

**14 提出書類**

提出書類は、下記による。(※ 透明書類ケースに入れて提出する )

※ 写 真

適用	内 容	枚数	部数	提出方法
※	工事写真	適宜	1	電子納品
※	完成写真(支払用:外観及び内観)	3枚以上	1	A4版

上記のほかにも出来高検査、中間検査等に要する写真は、監督員の指示により提出する。

- ※ 工事实績情報の登録内容確認書(請負代金の額500万円以上となる工事)
- ※ 火災保険等に加入したことを証明できる書類
- ※ 建設業退職金共済組合証紙購入状況報告書(請負代金の額500万円以上となる工事)
- ※ 施工計画書(請負代金の額500万円以上となる工事)
- ※ 実施工程表(全体工程, 月間工程, 3週工程)
- ※ 使用資機材メーカー一覧表
- ※ 機器・材料納入仕様書
- ※ 施工図
- ※ 施工体系図(提出したものを工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲示すること)
- ※ 施工体制台帳(提出したものを現場に備え置くこと)
- ※ 試験成績表
- ※ 機器類保証書
- ※ 各種届出書類控
- ※ 産業廃棄物処理関係書類  
(処理フロー図(種類, 数量), 産業廃棄物管理票(マニフェスト)の写し, 委託契約書の写し, 許可証の写し  
運搬経路図, 運搬車両一覧表, 写真(積込, 場外搬出時, 処分場搬入時, 荷下状況))
- ※ 保守点検に必要な工具
- ※ 完成図
  - ・ 製本 2部
  - ※ A3(A4折) 1部
  - ※ 完成図CADデータ(CD-R 又は DVD-R) 1枚
  - ※ 維持保全に関する資料(完成図書) 1部

1. 使用資機材メーカー一覧表
2. 官公署届出書類
3. 機器完成図, 検査合格証, 取扱説明書
4. 試験成績書
5. 機器類保証書, 工事保証書
6. その他監督員が指示するもの

※ CD-R 又は DVD-R 1枚

完成図面 (JWW形式), 完成写真 (JPEG形式) を収録したもの

※ その他 監督員が必要と認め, 指示した書類及び部数

## 第2章 共通工事

### 1 機器の規格

機器類の仕様は, 図面による。

### 2 各種配管工事の試験

配管途中若しくは隠ぺい, 埋戻し前又は配管完了後の塗装又は保温施工前に行う。試験方法及び試験圧力等は, 標準仕様書によるものとし試験記録表を監督員に1部提出する。

### 3 測定表

試運転調整完了後, すみやかに下記の各測定結果をまとめた測定表を監督員に1部提出する。(測定内容及び測定箇所等は, 監督員の指示による。)

・ 温度 ・ 湿度 ・ 風量 ・ 騒音 ・ 振動 ・ 水量

### 4 容量の表示

(1) 電動機出力などは, 表示された出力以下の容量とする。ただし, 防災機器は除く。

(2) 冷・温熱源機器等及び防災機器の能力, 容量は, その数値以上のものとする。

### 5 土工事

(4.2.1)

根切りは, 周辺の土質などに適した工法とし, 土砂が崩壊しないように関係法令に準拠し適切な法面をつけるか, 山留めを設ける。(山留め箇所は, 図示による。)

### 6 管端防食継手

(2.1.2)

塩ビライニング鋼管, 耐熱性ライニング鋼管及びポリ粉体鋼管でねじ接合する場合の継手は, 管端防食管継手とする。

### 7 管の切断

(2.5.1)

塩ビライニング鋼管, 耐熱性ライニング鋼管, ポリ粉体鋼管及び外面被覆鋼管は, 帯のこ盤又はねじ切り機搭載形自動丸のこ盤等で切断し, パイプカッターによる切断は禁止する。

### 8 異種管の接合

標準仕様書第2編2.5.17による。なお, 接合要領は標準図施工3によるものとする。

### 9 吊り及び支持

(2.6.3)

標準仕様書第2編第2章第6節によるほか, 次による。

(1) 屋外支持材は, 溶融亜鉛めっき又はステンレス製とする。(ボルト, ナット等は, ステンレス鋼製とする。)

(2) 50A以下の鋼管は, 形鋼振れ止め支持間隔を8m以下とする。

(3) 梁貫通により振れ止めがされている場合は, その部分を形鋼振れ止め支持されているものとみなす。

## 10 地中埋設標

(標準図, 機材2)

- ※ 設置する (・ 給水 ・ 排水 ・ ガス ・ 消火 ・ 油)
- ・ 設置しない

## 11 埋設表示テープ

標準仕様書によるほかテープ幅は150mmとする。

## 12 地中埋設の深さ

- ・ 管の上端まで60cm
- ・ 管の上端まで cm ◎既存に合わせる

(ただし、建物に引き込む場合等は、監督員の承諾を得て埋設深さを変更することができる。)

## 13 伸縮管継手を備えた配管

(2.4.1(e))

標準仕様書による。

## 14 管のフランジ接合

(2.4.5, 2.4.6, 2.4.7, 2.5.2, 2.5.3, 2.5.4, 2.5.6)

標準仕様書によるほか、機器周りの配管はフランジ接合とする。ただし、鋼管及びライニング鋼管の梁貫通の場合は、片側をネジ接合としてもよい。

## 15 塗装工事

標準仕様書(第2編3.2.1)による。

## 16 防食処置

標準仕様書(第2編2.7.3)による。

- (1) 土中埋設の鋼管類(排水配管の鋼管類, 合成樹脂などで外面を被覆された部分の配管は除く。)には、標準仕様書により防食処理を行う。
- (2) コンクリートに埋設される鋼管, 鉛管, 銅管は、プラスチックテープを1/2重ね1回巻きとする。

## 17 識別色

標準仕様書によるほか、埋設表示テープ及び地中埋設標の識別色は、給水は青、排水はシルバー、消火は赤、ガスは黄とする。

## 18 保温工事

標準仕様書第2編 第3章 第1節によるほか下記による。

- (1) 機器類付属弁類, 槽類, 煙道及び管寄せの保温外装は、アルミニウム板及びカラー亜鉛鉄板をステンレス板に読み替える ・ 読み替えない
- (2) ロックウール, グラスウールを使用した保温材のホルムアルデヒドの放散量 ・ F☆☆☆☆ ・ F☆☆☆

## 19 表示札等

鍵及び弁等に取り付ける表示札は、プラスチック製(白色)とし、系統名及び常時開又は閉の文字を記入する。

## 20 貫通部の処理

(2.8.1)

標準仕様書第2編第2章第8節による。

本工事に使用するスリーブは、下記による。

(2.2.27)

- ・ つば付き鋼管製スリーブ (・ 防水壁 ・ 防水床) (つば付き鋼管製は第2編表2.2.11による。)
- ・ 紙製スリーブ (・ 壁 ・ 床)
- ・ 管とスリーブとの隙間のシーリング材は、ホルムアルデヒド, トルエン, エチルベンゼン等を放散しないか、放散が少ないものとする。
- ・ 配管が防火区画を貫通する場合は、建築基準法に適合する工法又は、国土交通大臣認定を受けた工法とし、貫通部に適用するものとする。(認定書を提出し、標識を適切な位置に貼り付けること。)

## 21 はつり

既製コンクリートの床、壁の配管貫通部の穴あけは、原則としてダイヤモンドカッターによる。

## 22 他工事との取り合い

- |  |         |       |        |
|--|---------|-------|--------|
| (1) 鉄筋コンクリートの梁、床、壁貫通のスリーブ補強  | ・ 箱入れ補強 | ・ 本工事 | ・ 別途工事 |
| (2) 天井、壁のボード類（軽量鉄骨も含む）の補強及び切込み   |         | ・ 本工事 | ・ 別途工事 |
| (3) 天井改め口  |         | ・ 本工事 | ・ 別途工事 |
| (4) 外壁に取り付けるガラリ、換気扇枠、フード   |         | ・ 本工事 | ・ 別途工事 |
| (5) 機器のコンクリート基礎  | 内設置のもの  | ・ 本工事 | ・ 別途工事 |
|  | 屋外設置のもの | ・ 本工事 | ・ 別途工事 |
| (6) 防煙ダンパーと連動制御器までの電気工事  |         | ・ 本工事 | ・ 別途工事 |
| (機器付属電線と電気工事電源電線及び電気工事電源開閉器との接続は、別途工事とする。ただし、接続については、電気工事受注者と十分に協議のうえ実施すること。なお、コンセントへの接続は、本工事とする。) |         |       |        |
| (7) 地震感知器の配管配線   |         | ・ 本工事 | ・ 別途工事 |
| (8) 排煙濃度計の指示計までの配管配線   |         | ・ 本工事 | ・ 別途工事 |
| (9) 天井吊形及び隠ぺい形ファンコイルユニットと操作スイッチ間の渡り配管配線  |         | ・ 本工事 | ・ 別途工事 |

## 23 機器等の耐震施工

設備機器設備の固定は標準仕様書によるほか、建設大臣官房官庁営繕部監修「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説（平成8年版）」及び一般財団法人日本建築センター発行「建築設備耐震設計・施工指針2014年版」による。

## 24 工事中電力・用水・その他

本工事に必要な工事中電力、用水、その他の費用は全て受注者の負担とする。一般的な電力、用水は無償支給

## 25 揮発性有機化合物（VOC）を使用した材料の対応

- (1) 揮発性有機化合物（以下VOCという。）対策については、極力含有量の少ない材料を使用することとする。
- (2) 屋内清掃を行うときは、VOCを含む材料を使用しないこと。やむを得ず使用するときは、監督員の承諾を得ること。
- (3) VOCを含む材料を使用して施工した場合は十分に換気すること。

## 26 埋蔵文化財の調査

文化財保護法に基づく「周知の埋蔵文化財包蔵地内」

- (1) 掘削作業に際しては、工事立会、試掘確認調査等を要する。

施工にあたっては、あらかじめ、工事日程、掘削範囲図及び掘削断面図等を作成の上、監督員、施設管理担当、**石岡市教育委員会文化振興課**と協議すること。

- (2) 掘削作業に際しては、慎重に施工のこと。施工にあたり、文化財その他の埋蔵物を発見した場合は、直ちにその状況を監督員に報告すること。

## 27 あと施工アンカー

- (1) 配管、ダクト、機器等の天井吊り下げ用アンカーには、接着系アンカーを使用しないこと。
- (2) あと施工アンカーの施工に際しては、品質管理上、施工についての指導を行う施工技術管理者を配置や、十分な経験と技能を有する技能者により施工すること。  
・ 差筋アンカー D10@200 程度（大便器穴埋め部）

## 第3章 衛生器具設備工事

### 1 衛生器具の接続

衛生器具と排水配管との接続には、鉛管に代えて排水用フレキシブル継手を使用してもよい。

### 2 衛生陶器の隙間調整

衛生陶器を据え付ける際の隙間調整は、ゴムシートなどの耐久性に優れた材料を使用すること。

## 第4章 給水設備工事

### 1 水道加入金 ・ 別途 ・ 本工事

### 2 保温

※ 標準仕様書による。

- ・ 屋外露出管（弁、フランジ類を含む）の保温材の厚さは、呼び径 25 mm 以下は 30 mm，呼び径 32 mm 以上のものは、40 mm 以上とする。

## 第5章 排水設備工事

### 1 流し接続管 床上露出部分は、硬質ポリ塩化ビニル管（VP）でもよい。

### 2 鋳鉄製ふたの文字

- ・ 汚水 ・ 雑排水 ・ 雨水 ・ 実験排水 ・ その他

### 3 鋳鉄製ふたの破壊荷重

- ・ 中荷重 60 kN 以上（丸枠） ・ 重荷重 200 kN 以上（丸枠）

### 4 屋外排水管埋設要領

根切り底から 100 mm 砕石敷き込みを行い、管を布設して管頂から 100 mm までを山砂にて埋め戻す。

残りの部分は ・ 根切り土 ・ 山砂 で埋め戻す

### 5 小口径柵 下水道管理者等と協議・承諾のうえ使用する。

### 6 エア抜き用排水 自動エア抜きの排水は、専用配管で排水処理をする。

本 工 事 費 内 訳 書

番号	名 称	品 質・規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
	R1府中中学校屋内運動場トイレ改修工事						
	[種目内訳]						
A	直接工事費		1.0	式			一般 処分費
B	共通費		1.0	式			
	工事価格	A+B	1.0	式			
	消費税相当額	10%	1.0	式			
	請負に付する額		1.0	式			

本 工 事 費 内 訳 書

番号	名 称	品 質・規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
1	仮設・解体工事		1.0	式			
2	建築工事		1.0	式			
3	設備工事		1.0	式			
4	電気工事		1.0	式			
	小 計						

本 工 事 費 内 訳 書

番号	名 称	品 質・規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
1	仮設・解体工事						
	墨出し		10.00	m <sup>2</sup>			
	養生		10.00	m <sup>2</sup>			
	整理清掃後片付け		10.00	m <sup>2</sup>			
	床コンクリート解体		0.04	m <sup>3</sup>			
	壁カッター入れ		12.50	m			
	壁コンクリート解体		0.17	m <sup>3</sup>			
	CBライニング解体		0.31	m <sup>3</sup>			
	ブース解体		0.36	m <sup>3</sup>			
	建具解体		2.0	ヶ所			
	処分費	コンクリート	0.51	m <sup>3</sup>			
	処分費	可燃物	0.36	m <sup>3</sup>			

本 工 事 費 内 訳 書

番号	名 称	品 質・規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
	和式便器撤去		2.0	ヶ所			
	小便器撤去		3.0	ヶ所			
	手洗器撤去		2.0	ヶ所			
	処分費	がれき	0.4	m <sup>3</sup>			
	運搬費	2t	2.0	台			
	小 計						

本 工 事 費 内 訳 書

番号	名 称	品 質・規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
2	建築工事						
	溶接金網	Φ6 150*150	9.0	m <sup>2</sup>			
	コンクリート打設	24N	1.2	m <sup>3</sup>			
	コンクリート直押え		9.0	m <sup>2</sup>			
	床 長尺シート厚2.5		9.0	m <sup>2</sup>			
	巾木 長尺シート厚2.5巻上	100H	13.4	m			
	壁 EP		14.9	m <sup>2</sup>			
	LGS100	300ピッチ	1.70	m <sup>2</sup>			
	ケイカル板5+5		1.90	m <sup>2</sup>			
	甲板:御影石	120*20*1730	1.0	式			
	壁モルタル金ゴテ		9.9	m			
	天井 EP		9.0	m <sup>2</sup>			
	EP下地処理		23.9	m <sup>2</sup>			

本 工 事 費 内 訳 書

番号	名 称	品 質・規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
	壁タイル補修	100*100	2.0	m <sup>2</sup>			
	既存壁タイル酸洗い		15.3	m <sup>2</sup>			
	建具 WD-1	木枠共 800W*1900H*40	1.0	ヶ所			
	WD-2	木枠共 550W*1900H*40	2.0	ヶ所			
	TB-1	1750W*2200H	1.0	ヶ所			
	TB-2	1800W*2200H	1.0	ヶ所			
	ピクトサイン-1	ポリカ グレイ色下地 300*300*(5+5)	1	ヶ所			
	ピクトサイン-2	ポリカ グレイ色下地 100*100*(5+5)	3	ヶ所			
	建具SOP		25.0	m			
	建具SOP		3.6	m <sup>2</sup>			
	小 計						

本 工 事 費 内 訳 書

番号	名 称	品 質・規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
3	機械設備工事						
	洋式便器	式	3.0	ヶ所			
	便座	TC301#NW1	3.0	ヶ所			
	小便器	TEA62ADR UFH500#NW1 付属品一式	2.0	ヶ所			
	手洗器	単水栓、止水栓 L30DM#NW1 付属品一式	3.0	ヶ所			
	鏡	YM3580AC 付属品一式	3.0	ヶ所			
	紙巻器	YH650#NW1	3.0	ヶ所			
	給排水管材料・配管費		1.0	式			
	器具取付費		1.0	式			
	小 計						

本 工 事 費 内 訳 書

番号	名 称	品 質・規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
4	電気設備工事						
	照明器具	DL	5.0	ヶ所			
	換気扇		2.0	ヶ所			
	SUSフード		2.0	ヶ所			
	スイッチ		1.0	式			
	器具取付・配線工事	付属品一式	1.0	式			
	小 計						

本 工 事 費 内 訳 書							
番号	名 称	品 質 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
B	共通費						
	共通仮設費		1.0	式			
	現場経費		1.0	式			
	一般管理費		1.0	式			
	共通費 計						

## 集計表

名 称		数 量					(員 数)	合 計
ブース撤去		1.85	1.80	0.04			0.13	
		1.70	1.80	0.04			0.12	
		1.45	1.80	0.04			0.10	
							0.36	0.36 m <sup>3</sup>
処分費	可燃物							0.36 m <sup>3</sup>
運搬費	2t							1.00 台
和便器撤去		2.00					2.00	2.00 ヶ所
小便器撤去		3.00					3.00	3.00 ヶ所
手洗器撤去		2.00					2.00	2.00 ヶ所
		20.00				2.00	40.00	
		15.00				3.00	45.00	
		5.00				2.00	10.00	
							95.00	kg
衛生陶器体積		0.60	0.30	0.30		3.00	0.16	
		0.60	0.30	0.30		3.00	0.16	
		0.30	0.30	0.30		2.00	0.05	
							0.38	0.40 m <sup>3</sup>
溶接金網		4.85	1.85				8.97	9.00 m <sup>2</sup>
Φ6 150*150								
コンクリート打設	24N	4.85	1.85	0.15			1.35	
		1.20	1.85	-0.05			-0.11	
							1.23	1.20 m <sup>3</sup>
コンクリート直押え		4.85	1.85				8.97	9.00 m <sup>2</sup>
床								
長尺シート厚2.5		4.85	1.85				8.97	9 m <sup>2</sup>
巾木								
長尺シート厚2.5巻上		4.85				2.00	9.70	
		1.85				2.00	3.70	
							13.40	13.40 m
壁								
ライニング								
軽鉄下地	100	1.73	1.00				1.73	1.70 m <sup>2</sup>
ケイカル板5+5		1.73	1.00				1.73	
		1.73	0.12				0.21	
							1.94	1.90 m <sup>2</sup>
甲板:御影石								
120*20*1730							1.00	1.00 式
EP							1.94	
		4.85	1.05			2.00	10.19	
		1.85	1.05			4.00	7.77	
	WD-1	0.80	0.75			-2.00	-1.20	

## 集計表

名 称		数 量				(員 数)	合 計	
	WD-2	0.55	0.75			-4.00	-1.65	
	AD-1	0.80	0.75			-1.00	-0.60	
	AW-1	1.20	0.63			-2.00	-1.51	
							14.93	14.90 m <sup>2</sup>
天井								
EP		4.85	1.85				8.97	9.0 m <sup>2</sup>
EP下地処理		14.90		9.00	0.00		23.90	23.90 m <sup>2</sup>
サイン								
	300*300*(5+5)	1.00					1.00	1.00 ヶ所
	100*100*(5+5)	3.00					3.00	3.00 ヶ所
建具								
WD-1		800*1900					1.00	1.00 ヶ所
WD-2		550*1900					2.00	2.00 ヶ所
TB-1		1750*2200			扉1		1.00	1.00 ヶ所
TB-2		1800*2200					1.00	1.00 ヶ所
壁								
複合版		1.72	2.20				3.78	m <sup>2</sup>
	ケイカル板厚5EP							
	スタイロフォーム							
	ケイカル板厚5EP							
EP		1.72	2.20			2.00	7.55	m <sup>2</sup>
洋便器		3.00						3.00 ヶ所
便座		3.00						3.00 ヶ所
小便器		2.00						2.00 ヶ所
手洗器		3.00						3.00 ヶ所
紙巻器		3.00						3.00 ヶ所
鏡		3.00						3.00 ヶ所
	給排水管材料・配管費							1 式
	器具取付費							1 式
照明器具	DL	5.00						5.00 ヶ所



R1 府中中学校屋内運動場トイレ改修工事

2019

